

「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」（令和4年3月4日付け3農総第378号農林総務課長）新旧対照表

改正	現行	備考
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（対象工事）</p> <p>第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。なお、対象外とした工事のうち、契約後、請負者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延期は行わない）。</p> <p>（1）災害復旧など工期に制約がある工事</p> <p>（2）現場施工期間が著しく短い工事</p> <p>（3）その他、発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事</p> <p><u>2 その他の積算基準を適用する工事のうち、発注者が週休2日制工事等に適すると判断した工事は対象とすることができる。</u></p> <p>第4条～第7条（略）</p> <p>（週休2日の取得に伴う経費の補正）</p> <p>第8条</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><u>（3）その他の積算基準を適用する工事</u> <u>当該基準を所管する関係省庁等の規定による。</u></p> <p>付則</p> <p>一～七（略）</p> <p><u>八 この要領は、令和6年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>（対象工事）</p> <p>第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。なお、対象外とした工事のうち、契約後、請負者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延期は行わない）。</p> <p>（1）災害復旧など工期に制約がある工事</p> <p>（2）現場施工期間が著しく短い工事</p> <p>（3）その他、発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事</p> <p>（新設）</p> <p>第4条～第7条（略）</p> <p>（週休2日の取得に伴う経費の補正）</p> <p>第8条</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>付則</p> <p>一～七（略）</p> <p>（新設）</p>	
別表1-1～別表3-3（略）	別表1-1～別表3-3（略）	
別紙1～別紙5（略）	別紙1～別紙5（略）	
様式1（略）	様式1（略）	